

2021.10.8

一般社団法人 全麵協 ニュースフラッシュ 13号



ニュースで伝える全麵協の今

発行：全麵協ニュースフラッシュ編集グループ

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置 全面解除 (2021. 9. 30) 中谷理事長 事業Goサイン

試されるコロナ との共存

政府は 発令中の新型コロナウイルス対策の全面解除を決めた。これにより、北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄の19都道府県に発令されていた緊急事態宣言と宮城、福島、石川、岡山、香川、熊本、宮崎、鹿児島県の8県に出されていたまん延防止等重点措置はすべて解除された。全麵協にとっても今後の事業展開が可能になったわけだ。

それにしても一国内閣をひっくり返してしまうことになった新型コロナウイルスの脅威は改めて身にしみたことだ。しかし、第5波の急速な感染拡大と減少は専門家でも解明がつかないというが、今後冬の到来を念頭に**第6波の備えも必要**になる。

全麵協ではいち早く取り組んだガイドラインによる活動自粛が徹底し、感染者を出さずにここまで来たことは会員諸姉諸兄の協力の賜物と感謝したい。

ガイドラインによれば with コロナ禍における認定会・研修会・講習会開催の判断基準は以下の通りとなっている。

- ・緊急事態宣言下・・・すべての事業の延期
- ・県境をまたぐ移動の自粛要請下・・・すべての事業の原則延期（ただし、スタッフを含む参加者全員が非該当同一都道府県に限定される場合はガイドラインを遵守して開催可能）
- ・移動に関する自粛要請なし・・・

ガイドラインを遵守して開催可能

従って、計画された事業が予定通り開催される見込となった。ただしコロナとの共存ということでは、ガイドラインに示された感染防止のための具体的項目と内容は守られなくてはならない。

四段位認定会, 準備が加速 30万円前渡し金

今年度から各支部での開催となった四段位認定会の技能審査の準備が進んでいる。各支部では実行委員会を設置して大方の設営準備は済んでいる。全麵協本部では、10月1日に各支部の実施主体に対して開催経費の前渡し金として支給した。

新版 そば打ち教本 予約販売 10月1日現在2000部に迫る

新版そば打ち教本は9月にすべての校正が終わり、発刊の最終段階に入った。これに先立ち予約販売の受付を開始したが、好調な出足となっている。今回の発売に当たっては、特別割引価格を3割引として斡旋しているが、割引率、送料の優遇は今月14日の受付分までなので、希望者は早めの予約をお願いしたい。

支部だより

全麵協首都圏支部

東京地区12団体事業協議会 発足

全麵協首都圏支部（支部長 安井良博）では令和3年9月19日（日）、東京都北区赤羽で都内12団体会員による東京手打ちそば協議会が発足した。当日の会議内容は以下の通りである。

- ・都内に本部を置く全麵協首都圏支部加盟12団体による事業協議会を設立する。
- ・事業協議会の想定する事業は、次のようなものがあげられる。

- ①全麵協が都内で開催する四、五段位認定会の主管、所管
- ②首都圏支部が開催する三段位認定会・名人大会・チーム

対抗戦等の主管、所管

③首都圏支部主催の講習会、研修会開催及び全麵協主催勉強会等への参加と協力

④東京地区に於いて12団体希望者対象にそば打ち実技勉強会、講習会開催

⑤団体同志の交流による情報共有

・その結果、次のようなことを目指す。

①そばを通して人間形成を目指し心豊かな潤いのある生活の実現、

②東京都内における地域振興と食文化に取り組み

③そばの普及と継承を目的とし、全麵協発展に協力する。

また、上記に関連し、オブザーバーの土屋首都圏支部事務局長より、令和4年の対象事業として想定されるものとして名人戦・チーム対抗戦があることが参考意見として提示された。

これらを受け、出席者の賛否を質した結果、全員が賛意を示し、名称、会長が決まった。

名称「東京手打ちそば協議会」

会長「田中博文氏（桃園そば打ち会会長）」

このような、都道府県単位の集まりは最近各支部で発足している。広域な北海道支部では、道内をいくつかに分割した組織がある。また、東日本支部でも栃木県で、首都圏支部では埼玉県や千葉県で組織化が進んでいる。全麵協は公式な下部組織は5支部体制だが、きめ細かな事業を進めるためには将来的には都道府県単位の組織化が求められるのかも知れない。

会員の声

北海道支部所属の北斗蕎麦打ち倶楽部会長 関崎泰博氏から次のような質問と意見が寄せられた。本会の事業、特に基幹事業である段位認定制度に係わることであり、他の会員にも参考になると思われるので紹介します。

質問は全麵協理事長と北海道支部長に寄せられたものであるが、理事長、副理事長、担当部長らの協議した上での回答となっている。

質問1 そば道段位認定制度規定15条6項について

初位・二段位認定及び三段位認定会における審査員長は、特任審査員、全国審査員又は段位認定部が適任であると認めた者となっていますが、特に初段位・二段位認定会については、特任審査員、全国審査員が審査員長とならなければならない事象に至った経緯、意義、その意図、目的とはなんですか？

当方意見

初段位・二段位における認定会での審査において特任審査員・全国審査員が必要となる様な高度な判断を必要とする事象が発生するとは考えにくく、従前の通り五段位の審査委員長とする程度で良いと考えております。

また、5名の審査委員のうち1名を特任審査員や全国審査員に充てることにより、審査員未経験者や経験の少ない審査員の順番が増々遅くなってしまふ弊害の方が大きいのではないかと考えております。個人的には特任審査員や全国審査員は今の審査員が任命されるまでの間、20～30回も地方審査を経験してまずよね、もう地方審査は後輩に譲って出てこないでくださいと思っています（三段位以上の大会で活躍の場は充分にあるものと考えています）。

また地方審査開催団体としての個別の事情をお話いたしますと、特任審査員又は全国審査員をお呼びするとすると、約200～300km離れた場所からお呼びすることとなり時間と費用の面からも非常に難しいと考えております。一刻も早く規定の変更を望みます。

回答

まず第一に全麵協そば道段位認定制度では、初二段だから審査が易しいという考え方には至っていません。すべての段位審査では公平、公正かつ信頼性の高い審査を行うことは大前提です。

全麵協そば道段位認定制度規程(以下、規程という。)では、初二段認定会の審査委員長は特任審査員、全国審査員又は段位認定部が適任であると認めた者から選任すると規定しています。

段位認定制度の当初は組織内に技能審査できるような人材がいなかったのでプロのそば店主等に依頼して行なってきました。その後、組織内の整備が進み、自前の審査員が育ち、ようやく現行のシステムが確立されました。

本制度の認定会は、認定証は理事長名で交付されます。このために全国の認定会においては、開催要領、受験者の技能判定基準、審査員の審査基準がほぼ同一でなければなりません。このために、審査委員長については、そば打ちに関する高度な技能と豊富な知識を有し、かつ審査経験が豊富な者を選任することにしました。同時に審査にあたっている他の審査員に対する指導を行い、優秀な審査員を育成するという役目も担うため特任審査員又は全国審査員から選考することにしております。

しかし、最近では、審査員の審査技術も向上し、また、認定会の開催環境も変化してきておりますので、初段位、二段位認定会においては五段位認定者の地方審査員でもよいのではないかという意見もあり、関係規程を見直すことはやぶさか

ではありません。現行でも段位認定部と協議して認められれば五段位の審査員が審査員長になることは可能です。

ただし、三段位認定会は、各支部が開催主催者ですので、当分の間は現行通りとします。

質問 2 そば道段位認定制度規定 16 条 3 項 (1) について
 なを書きで、審査員は所属支部内で開催される認定会に限るものとするの条項を撤廃することを進言いたします。

当方意見

現実的には費用の面でなかなか他の支部から審査員をお呼びする機会は無いですと思いますが、このままでは支部毎の固有の審査方法・審査に対する考え方に偏りが出来ると考えており、時々他支部からの審査員を含めて地方審査を行うべきであると思います。

例えば 25 年頃長野県茅野市で二段位の最後の大会がありましたが、各技能審査項目ではほぼ合格点に達していましたが、総合審査の点数が 10 点満点中 3.6 点をつけられたため不合格となった事象ありました。

また、26 年頃だったと思いますが長野県塩尻での初段位認定会はわずかに 24 名の参加者でありましたが、4 名もの不合格者を出しました。・・・と言う様になかなか他の会場・支部では考えられない様な事象が発生することがあります。

ここに他の支部審査員がもし参加していたならば、また違った結果になっていたのではないかと考えております。

勿論この様な事が発生しないように、本部・支部での集合研修で全国同じ視点で行えるように審査員研修を行ってほしいと思いますが、支部内にこだわることは無いと思います。

私の経験から埼玉県在住していた際、平成 22 年に審査員資格を取りましたが、埼玉県での地方審査は「そばネットさいたま」が開催しておりましたので、いつまでたっても審査員を経験出来ませんでした。ようやくお願いして審査員が出来たのは群馬県老神大会でした。

審査員を実施したと言う管理上、同一支部内での実施が管理が易しいですが支部内にこだわることは無いと思います。

回答

従来の認定会においては、審査員の選考は開催主催者が行ってきまされたために、一部偏った選考がされ、特定の者だけが審査員に選考されていたということがありました。このために、数年前から各支部単位で自己の支部に所属する全国審査員、地方審査員を交代制で審査員として選考するというシステムを構築していただき、これにより公平・適正な審査員選考が行われるようになりました。

又、各支部においては地方審査員の審査技術向上を図るため、「地方審査員審査技術研修会」を開催しておりますので、

支部間の審査方法に大きな違いは発生していないと考えております。

現規程では支部内のみの認定会だけの審査をするということになっていますが、これは「原則として」という文言を追加すれば問題ないかと思います。(本件は段位認定部で協議して規程を変更した)

質問 3 そば道段位認定制度規定 17 条 2 項について

初段位、二段位、三段位認定会における審査員は原則として 5 名で、となっておりませんが、5 名にこだわる理由はなんですか？

当方意見

上記の通り毎年多くの新規審査員が任用されて来ていますが、このままの状態であれば未経験者又は経験の少ない審査員の数は解消に向かわないと思います。初段位、二段位の審査員の数をもっと増やして実施してはどうでしょうか？

回答

段位認定に当たっては、当時から審査員は 5 名体制で行っていた経緯があります。また、認定会の開催は審査員の審査機会の確保が主目的ではありません。

コロナ禍の現在、少人数の小規模認定会の申請が出てきております。全麵協としましては、「全麵協ガイドライン」に沿った感染対策を施すことにより、たとえ少人数でも開催していただきたいと考えています。審査員の数につきましても支部・開催主管と協議して 5 名以下の審査員でも開催できるよう柔軟に対処しております。また、一部意見として、7 名の審査員での開催などありますが、システムの改変等を伴うため今後の課題としたいと思っております。

質問 4 そば道段位認定制度規定の施行により各段位の合格ラインをそれぞれ 5 点引き下げましたが、この目的、意図は何だったのでしょか？

当方意見

ここ 1～2 年この改定により以前には合格出来なかったであろう不良（出来損ない）の三段位が大量に増えました。なるべく合格させてあげることも親切ですが、もう一步技能が不足している受験者を不合格にさせて、次回に奮起させることもたいへん重要な親切なのではないでしょうか？ 私は三段位で不合格となったことから今が有ると感謝しております。

大量に増えたことの証拠としては三段位の合格率は格段に上昇しています。

回答

従来の認定会審査では、各段統一の技能審査チェック項目に基づき採点してきました。このために段位毎の審査でアンバランスな採点結果となることが見受けられました。そこで

山の斜面を利用した焼き畑蕎麦栽培



ふくいそば打ち愛好会所属の酒井富二男さんは知人の誘いを受け、有志らで作る「焼畑でソバ作り交流会」と合同で昨年8月から4か月間、ソバ栽培に取り組んだ。小学生から80代まで延べ約180人が参加。酒井さんがまとめた体験記では30枚の写真とともに、活動の様子を紹介している。栽培場所は、福井市味見河内集落から林道を車で15分ほど登坂した標高約220㍍にある傾斜地で約330平方㍍。草を刈って、野焼きをして種をまいた。

種は大粒で香が強い福井県の「南宮地在来種」。なるべく均等になるよう手で丁寧に直播きし、芽の成長を害さないための草取りをしたり、獣害対策用のネットや電気柵の設置も行った。

刈り取り作業では「焼き畑のソバは平地のものよりも草丈が高く青々しく感じられた」と記し、鎌を入れるとサクサクと音がしたと表現。約10㍍収穫され、はさ場での天日干しや脱穀作業も行った。今年3月の試食会では「香ばしくおいしい」と好評だったという。

ミニ冊子は縦15㍍、横10㍍で35ページ。酒井さんは「そばが好きな人と話しても、焼き畑栽培のことを知らない人が多い。800年近い歴史がある伝統的な栽培方法を広く知ってもらい、そばが大好きな仲間を増やしたい」と話している。ミニ冊子は500円。問い合わせは酒井さん。

(福井新聞 2021.8.5)

インターネットでのアンケート(ねとらぼ)のランキングで、福井県の蕎麦が全国1位にランクされたという報道(福井新聞 2021.3.10)がありました。これに意を強くし、おろしそばを全国的に高めてゆきたいと思っています。

※ ふくいそば打ち愛好会の有志一同 (順不同・11名)

田中高二会長・井敏朗副会長・岡本幸廣顧問・清水雅康・松井治郎・松田政栄・富田征生・根木村和夫・伊藤辰美・篠島秀夫・酒井富二男

(活動の連絡調整役 酒井)

携帯 090-8264-7086

一昨年から各段位別にチェック項目の重点事項を定めて審査するように改正しました。そこで重点項目に沿って各段位毎の合格基準点を設定しました。このことは技能審査レベルを下げるということではなく、合格基準点を示したというだけです。

しかし、実情は合格点が下がったという誤った解釈が一人歩きしてしまい残念でした。もう一度、技能審査チェック項目の理解を深める努力が必要です。

ご指摘のとおり、受験者にとっては必ずしも合格することが最終目的ということではなく、不合格になったために更に研鑽に励み、その後のそば人生が輝かしいものになったという人もいることは共通の認識として心得ておく必要があると思います。しかし、以前には合格出来なかったであろう**不良(出来損ない)の三段位を大量に増やした**、という認識は全麵協にはありません。

質問5 全麵協では「そばネットジャパン」と交流することを禁じていますが、この条項は即刻廃止しないと「そばネットジャパン」に流出する会員は、さらに増加してついには全麵協は「そばネットジャパン」に敗れてしまうと言う事になると思います。また、当初全麵協は「そばネットジャパン」との交流を認めていたのにも関わらず、途中で梯子を外す様に交流を禁止しました。

全麵協はこれまで20数年の歴史と伝統を積み上げて来ました。昨日今日発足した団体が直ぐには追いつけるものではありません。先発団体として毅然とした対応をすべきであり、会員の自由な蕎麦打ちに制限をするべきではないと思います。半公共的な一般社団法人が会員を選ぶこと自体おかしいと思います。全麵協は会員に選ばれる団体ではなくてはなりません。直ちにこの条項を撤廃することを要求いたします。

回答

このことについては多くの人は今までの経緯についてあまりよく理解していないのではないかと思います。もっと理解を深めて転出を阻止する必要があると思いますが、現状では、転出数の実態はそれほど多くありません。

全麵協は、類似組織との交流を禁止しているということではなく、全麵協の会員の一部の中で、いずれに所属するかということでその会員団体が分裂するような事態になり、どちらに所属したらよいのか明確にしてくれという声がありましたので、双方に所属することはできないということを明確にしたにすぎません。同じ制度を持っているなら二重登録は本来あり得ない選択です。尚、この取り扱いについては今後の動向や会員の皆様の意見を踏まえ、見直し・検討を加えていくことにやぶさかではありません。